

紅葉も終盤、冬が近づいてい
ます。タイや交換と仕事の冬支度
は早めに行いましょう。

○インボイス 理解してから動きましょう

いま各地の税務署が「インボイス制度の概要説明会」を開催しています。インボイス制度の導入に反対、また、制度が分かりにくいという声が多い事が今回の説明会開催につながっていると思われます。

会員の中から「インボイス（適格請求書）発行事業者の登録申請書をすでに出した」「すぐ出したい」という人がぼつぼつ出てきています。「唯一と言える取引先から、インボイスを発行しないところには一切仕事はやらせないとはっきり言われた」「数年後には廃業する予定だから、負担が増えても取引先とトラブルになるより課税業者になった方がいい」といった理由のようです。

たしかに令和5年10月からのインボイス発行のためには、令和5年3月31日までの登録申請が推奨されています。（特例もあり）「周りの同業者がみな「今やらないと仕事が無くなる！」と大騒ぎ。でも申請するのが大変みたいだがどうしたらいい？」といった訴えをする会員が増えていきます。しかし、申請するにしろしないにしろ、

「消費税はだれがどうやって支払っているのか」「どうしてインボイスなのか」

「どうして課税業者になるか、なれと言われるのか」という「そもそも」を理解して自分にあった対応を考える方がいい結果を得られるし、今後の民商運動をすすめる為にも大事だと思われれます。

セミナーにみんなまで参加しましょう！

インボイス制度への対応を考えるセミナー

参加まだ間に合います
業種別（事前予約必須）

- ① 11月25日(金) 18時30分～20時30分
製造業・建設業
- ② 11月28日(月) 18時30分～20時30分
卸売業・小売業・サービス業・修理業など
- ③ 12月 9日(金) 13時30分～15時30分
飲食業

※先週の長岡版（11月21日付）で3回目

の日程を「11月5日(月)」と記載しましたが、「12月9日(金)」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。



源泉所得税・年末調整相談会(要予約)

12月2日(金) いずれも10時～12時及び
6日(火) 13時30分～16時
会場：長岡民商事務所にて

年内に今年1年間（1月～12月）の従業員・専従者の給与を確定できる事業所は、今回おいでください。

尚、3密回避と相談の効率化の為、今回も予約制とさせていただきますので、事前にご連絡いただき、事務局と相談の上約束の時間においで下さい。

当日持ってきて欲しいもの

- 従業員に直接送られてきているもの(対象者のみ)
 - ・ 生命保険料・地震保険料の控除証明書
 - ・ 国民健康保険料・国民年金保険料控除証明書
 - ・ 住宅取得資金に係る借入金年末残高証明書
 - 事業主に送られてきているもの
 - ・ 税務署からの封書「年末調整関係用紙在中」
 - ・ 市役所からの封書(給与支払い報告書等)
 - 作成・確認しておくもの
 - ・ 今年1月～12月の賃金台帳
 - ・ 7月に納めた源泉税の納付書控
 - 参考書類として必要なもの
 - ・ 昨年の書類(作業をスムーズにすすめる為)



○記帳は進んでいますか

今年もあと2カ月になりました。年が明ければ間もなく確定申告の時期になります。今年(令和4年)の事は今年にまとめて、申告が順調にすすむようにしまし

○労働保険事務組合より

令和4年度2期分労働保険料について、一般労働保険で銀行引き落としができなかった事業所、一人親方労働保険で期日までに振込が確認できなかった方に先週依頼状を送付しました。早急に入金をお願いいたします。

○11月の街頭行動について

日時：11月25日(金) 12時15分～13時迄
場所：アオーレ長岡前歩道
1人参加ください。

○会員からの相談への対応、事務局の配達・集金・行動での事務所不在、また特に11月後半以降は事務所での相談会や別会場でのセミナー等が多く急な来所に対応できない事が多くなります。事務所に来られる際は事前に連絡・約束をお願いします。

インボイス 消費税のしくみから理解して対応を